

障がいを理由とする差別解消のための周知・啓発等の取組について

(1) 広報媒体を活用した周知・啓発

① 広報あおりへの掲載

- 「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」特集を掲載(平成29年5月15日号)
- 「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」特集を掲載(令和2年5月15日号)
- 「ヘルプカード、ヘルプマーク」特集を掲載(令和2年6月15日号～年2回掲載)

② 市ホームページでの周知

- 差別に関する相談窓口等を掲載(平成29年5月～)

③ ハンドブック等の作成・配布

- 「知ることからはじめる障がいへの理解」ハンドブックの配布(平成29年5月)
- 「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」リーフレットの配布(平成29年11月)

(2) 研修・講義などでの周知・啓発

① 市民への啓発

- 保育園等において「いろいろなキモチのつたえかた教室」をテーマに講義(令和2年度～)
 - ※講義内容 : 手話のあいさつクイズ、
視覚障がい者の帯同、盲導犬とのふれあい等
 - ※講 師 : 青森市ろうあ協会、青森市視覚障害者の会、青森県重症心身障害児(者)を守る会
 - ※講義実績 : 保育所、幼稚園 計8箇所で開催
- 寿大学(東部市民センター)にて、「障害者差別解消法」をテーマに講義(令和元年11月)
- 障がい者週間において、市役所庁舎内でパネル展を実施(平成29年度から継続実施)

② 市職員への周知

- 新採用職員、新任課長、窓口職員研修の実施
 - ※講義内容 : 「障がいのある人への対応について」
 - ※講 師 : 青森市ろうあ協会、青森市視覚障害者の会、青森県重症心身障害児(者)を守る会
障がい者支援課職員
 - ※講義実績 : 新採用職員研修(平成29年度～令和2年10月実施)
新任課長研修(平成30年度～令和2年7月実施)
窓口職員研修(令和2年度～令和3年2月実施)
- 障がいのある方へ配慮ある対応をするための職員対応マニュアルを作成(平成30年4月)

(3) 合理的配慮の取組

- 障がいのある方への市役所における取組事例(令和3年4月)
- 市窓口に「コミュニケーション支援ボード」を設置(平成30年4月～)